

難易度  
**中級**

## 「商標と意匠の新たな関係」と最新の商標法の論点 ー商標なのか?意匠なのか?ー

～立体商標 vs. 全体意匠、位置商標 vs. 部分意匠、動き商標 vs. 動的意匠、色彩意匠 vs. 色彩商標～



平成29年10月27日(金) 10:00～17:00

講師 **青木 博通 氏** ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆平成27年4月1日に改正商標法が施行され、立体商標に加えて、色彩商標、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標が保護されるようになりました。

◆第1部では、新しい商標の出願動向を分析し、出願する場合の留意点、拒絶理由への対応方法、登録の阻止について解説します。

◆改正商標法の下では、デザインについて、一定の要件を満たせば、「全体意匠」または「立体商標」、「部分意匠」または「位置商標」、「動的意匠」または「動き商標」、「色彩意匠」または「色彩商標」として保護することが可能になりました。

◆しかしながら、意匠法と商標法では保護法益が異なりますので、その登録要件、侵害判断基準も異なります。

◆第2部では、このような商標と意匠の新たな関係について、基本構造の違いを踏まえて、各項目毎の相違点、商標・意匠調査の場合の留意点(商標なのか?意匠なのか?)について解説します。

◆第3部では、改正法前から保護されているキャッチフレーズ、インターネット、キャラクター、アイコン、ハッシュタグ等からなる商標の保護範囲について、侵害事例を交えて解説します。

◆第4部では、裁判例が分かれている最近の商標法の論点について、解説します。

◆全体として、第2部を中心に、パワーポイントでビジュアルに簡潔に解説します。

第1部 「新しい商標」制度の現状分析と対応策

1. 新しい商標(色彩、音、位置、動き、ホログラム)の出願動向の分析
2. 新しい商標を出願する場合の留意点
3. 新しい商標についての拒絶理由と中間処理
  - (1) 有効な証拠
  - (2) アンケート調査
4. 新しい商標の登録の阻止(情報提供、異議、無効審判)
5. 音商標と文字商標の関係

第2部 意匠と商標との新たな関係

1. はじめに
2. 意匠法と商標法の比較
3. 全体意匠と立体商標との比較
4. 部分意匠と位置商標との比較

5. 動的意匠と動き商標との比較
6. 色彩意匠と色彩商標との比較
7. 意匠権と商標権の侵害判断基準の違い
8. 国際登録制度の違い(「ハーグ」と「マドロ」)
9. 意匠調査、意匠出願をする場合の注意点(意匠なのか?商標なのか?)
10. まとめ

第3部 改正法前から保護されている新しい商標の保護範囲

1. キャッチフレーズ商標
2. インターネット商標
3. キャラクター商標
4. アイコン商標
5. 立体商標

6. 小売等役務商標
7. 地域団体商標
  - (1) 地域団体商標と民間企業の商標との戦い
  - (2) 地理的表示との関係(重複保護のリスク)
8. パロディ商標
9. ハッシュタグ

第4部 裁判例の分かれる商標法の論点

1. 商標的使用論・商標法26条と裁判例
2. 商標の横取り
3. 不使用取消審判における商標の使用
4. 素材・部品への商標の使用と不使用取消・商標権侵害
5. 商標の使用の意思(商標法3条1項柱書)
6. 悪意の先願者に対する適用条文
7. 除外期間と無効の抗弁・権利濫用

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆日時 平成29年10月27日(金) 10:00～17:00

◆会場 発明会館7階 研修ルーム

◆定員 50名

◆講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)